平成２１年（フ）第６７６１号
大阪市東住吉区西今川３丁目４番８号
債務者　豊永　英明
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８６０号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　前田　　純
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８９３号
大阪市都島区都島北通２丁目22番19号　ファラン都島502号
債務者　木村　定男
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９６２号
大阪市生野区勝山南３丁目５番10号　オーキッド勝山103号
債務者　大塚　順一
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９６４号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目６番21号　エバーグリーン西田辺ハイツ705号
債務者　尾上　正次
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７０７６号
大阪府吹田市藤白台３丁目５番A11―102号
債務者　山下　浩之
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１２２号
大阪府東大阪市渋川町１丁目３番２号
債務者　西原貴代子こと　朴　　貴子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１２３号
大阪府茨木市西福井２丁目３番３―608号
債務者　居細工　忍
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１３０号
大阪府東大阪市豊浦町18番１号　枚岡駅前ハイツ305号
債務者　岡野　正明
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１４９号
大阪府吹田市山田西２丁目15番１―506号
債務者　椿　　由博
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１５０号
大阪府吹田市山田西２丁目15番１―506号
債務者　椿　あさ子（旧姓小熊）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７１８３号
大阪市生野区巽北３丁目13番１―405号
債務者　上船　秀美
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２３１号
大阪府門真市岸和田２丁目10番38号
債務者　臼井　宏子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７２８７号
大阪府東大阪市中鴻池町１丁目３番25号
債務者　藤原二三子
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５６９号
大阪市北区長柄東１丁目４番23―210号
債務者　松田　研一
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６１９号
大阪府八尾市大字山畑20番地の３
債務者　當内　延子（旧姓松野）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６６８号
大阪府枚方市宮之阪３丁目１番15―201号
債務者　本多　広子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成21年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部